

領 収 書

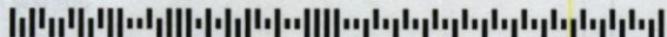
A44 58553327

2015年08月31日

466-0815

名古屋市昭和区山手通
3-9
日光山手通 1 F

渡辺 源市 様



9901 1285968

¥10,000※

上記の金額をネパール大地震緊急募金として
領収致しました。

クレジットカード募金受付日
2015年06月17日

公益財団法人 日本ユニセフ協会
(ユニセフ日本委員会)
〒108-8607 東京都港区高輪4-6-12
ユニセフハウス



本協会への寄付金は、所得税、一部自治体の個人住民税、相続税および法人税の控除対象となります。

当協会は、内閣総理大臣による公益認定（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第100条に適合）を受け、平成23年4月1日に公益財団法人となりました。当協会に対する会費及び寄付金は、所得税法施行令第217条第1項第3号及び法人税法施行令第77条第1項第3号に該当する特定公益増進法人として、寄付金控除の対象となります。

なお、公益認定を受けた当協会の事業該当等は次の通りです。

法人の名称 公益財団法人日本ユニセフ協会

代表者の氏名 赤松 良子

主たる事業所の所在地 東京都港区高輪四丁目6番12号

公益目的事業 ユニセフ及び「児童の権利に関する条約」に関する知識の普及と啓発を以って国際協力の精神を涵養し、あわせて国際協力の実施を促進する。

収益事業等 該当なし

以上

公益財団法人 日本ユニセフ協会
会長 赤松 良子



府益担第4596号
平成23年8月1日

公益財団法人日本ユニセフ協会
赤松 良子 殿

内閣総理大臣
菅 直人



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成23年8月1日 から 平成28年7月31日 まで

<個人のご支援者の皆様へ>

所得税の寄付金控除を受けるにあたり、当協会が公益財団法人へ移行した2011年4月以降の寄付金から、従来の「所得控除」に加えて「税額控除」のどちらか有利な方式を選択いただけます。